

奥州市監査委員告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年12月27日

奥州市監査委員 千 葉 永
奥州市監査委員 千 葉 洋 一
奥州市監査委員 加 藤 清

1 監査の概要

(1) 監査の実施期日

予備監査 令和元年10月1日及び2日

本監査 次のとおり

部課等（機関）名	実施期日
大田代小学校	令和元年10月3日
藤里小学校	
岩谷堂小学校	令和元年10月4日
江刺愛宕小学校	
田原小学校	
江刺第一中学校	
江刺南中学校	

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

令和元年度（平成31年4月1日から令和元年8月31日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成30年度分についても対象とした。

(3) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
岩谷堂小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺愛宕小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
田原小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
大田代小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

藤里小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺第一中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺南中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。